

宇宙政策委員会の運営について

宇宙政策委員会

平成 24 年 7 月 31 日

改正 平成 27 年 5 月 11 日

宇宙政策委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きその他委員会の運営に必要な事項は、宇宙政策委員会令(平成 24 年政令第 186 号)に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

(1) 審議の内容等の公表

議事は原則として非公開とする。委員会における審議の内容等につき、委員会終了後、遅滞なく、プレスブリーフィングを行う。

(2) 議事要旨

委員会の終了後、速やかに委員会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(3) 議事録

委員会の議事録を作成し、各委員に諮った上で、一定期間を経過した後これを公表する。

2. 配付資料の公開について

委員会で配布された資料は、原則として公開する。

3. 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会の運営について

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会の運営については別に定める。

4. その他

前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

宇宙政策委員会 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会 の運営について

宇宙政策委員会
平成27年5月11日

宇宙政策委員会国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会(以下「分科会」という。)の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、宇宙政策委員会令(平成24年政令第186号)に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1. 分科会の審議事項について

分科会は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の4第4項に規定する審議会等として宇宙政策委員会が処理することとされている次の事項について調査審議を行う。

- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の中長期目標
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の各事業年度に係る業務の実績等に関する評価
- 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の中長期目標の期間の終了時の検討

2. 分科会の議決について

前項については、分科会の議決をもって、宇宙政策委員会の議決とする。分科会長は次の宇宙政策委員会にその内容を報告するものとする。

3. 議事の公開について

(1) 審議の内容等の公表

議事は、原則として公開とする。ただし、分科会長が非公開とすることを必要と認めた場合には、議事の全部又は一部を非公開とすることができる。

(2) 議事要旨

分科会の終了後、速やかに分科会の議事要旨を作成し、これを公表する。

(3) 議事録

分科会の議事録を作成し、各委員に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

4. 配付資料の公開について

分科会で配布された資料は、原則として公開する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。